

# 1 . 調査の概要

## ( 1 ) 調査の目的

全国消費実態調査は、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的として、昭和 34 年の第 1 回調査以来 5 年ごとに実施されており、今回は 9 回目の調査である。

## ( 2 ) 調査の法的根拠

この調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）による指定統計調査（指定統計第 97 号）として、全国消費実態調査規則（昭和 59 年 4 月 20 日総理府令第 23 号）に基づいて実施された。

## ( 3 ) 調査の実施期間

二人以上の一般世帯については、平成 11 年 9 月、10 月及び 11 月の 3 か月間、単身世帯については、10 月及び 11 月の 2 か月間調査を実施した。

## ( 4 ) 調査の対象

全国のすべての世帯のうち、総務庁長官の定める方法により選定された世帯を対象とし、二人以上の一般世帯と単身世帯とに分けて調査を実施した。

なお、次に掲げる世帯は、調査の対象から除外した。

### 二人以上の一般世帯

- ア 料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯
- イ 下宿屋又は賄い付きの同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの雇用者が 4 人以上いる世帯
- エ 外国人世帯

### 単身世帯

- ア 15 歳未満の人
- イ 二人以上の一般世帯のア・イ・エに該当する人
- ウ 雇用者を同居させている人
- エ 学生
- オ 社会施設及び矯正施設の入所者
- カ 病院及び療養所の入院者

## ( 5 ) 調査対象の選定

調査対象の選定は、二人以上の一般世帯と単身世帯とに分けて行った。

### 二人以上の一般世帯

ア 調査単位区の選定

福岡市から、28 調査単位区（1 調査単位区は平成 7 年国勢調査の近接する 2 調査区）を選定した。

イ 調査世帯の選定

各調査単位区から 12 世帯を系統抽出し、336 世帯を選定した。

**単身世帯**

単身世帯は、一般の単身世帯（一人で一戸を構えて住んでいる人、間借り又は下宿等の単身世帯及び 1～29 人の規模の寮・寄宿舎に居住する単身世帯）の中から選定した。

ア 調査単位区の選定

一般の単身世帯については、二人以上の一般世帯を調査する調査単位区のうちから選定した。

イ 調査世帯の選定

一般の単身世帯については、42 世帯を選定した。

**（6）調査事項**

調査世帯について、次の事項を調査した。

**家計上の収入と支出に関する事項**

収入は、勤労者世帯及び無職世帯についてのみ、その種類と金額を調査するとともに、収入に伴う控除（税金、社会保険料など）についても、その種類と金額を併せて調査した。また、現物収入は、品目ごとに、その入手方法、品名及び見積り金額を調査した。

支出は、すべての世帯について、現金支出、口座自動振替による支払及びクレジットカード、月賦、掛買いによる支払に分けて、品名、用途及び支出金額を調査した。ただし、パン、めん類、生鮮・冷凍魚介、塩干魚介、生鮮肉、生鮮野菜、生鮮果物、牛乳、卵、豆腐、菓子類については、個々の品目ごとではなく、それぞれまとめて支出金額のみ調査した。

**生活用品の購入先に関する事項**

購入したすべての品物（サービス料などを除く）について、その購入先の販売形態別に 8 種に分類（一般小売店、スーパー、コンビニエンスストア、百貨店、生協・購買、ディスカウントストア、通信販売、その他）して調査した。なお、購入先は 11 月のみ調査した。

**主要耐久消費財等に関する事項**

耐久消費財は、家具類、冷暖房用器具、一般家事用品、教養娯楽用品、自動車など約 40 品目について所有数量を、うち約 20 品目については、取得時期（過去 1 年以内、過去 1 年～5 年以内、過去 5 年を超える時期）について調査した。

**年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項**

年間収入は、世帯主、世帯主の配偶者、その他の世帯員（65歳以上、65歳未満）について、過去1年（平成10年12月～11年11月）の収入を種類別に調査した。

貯蓄は、預貯金（郵便局、銀行、社内預金など）、生命保険掛金などの払込総額、信託、債券及び株式などの有価証券について、種類ごとに平成11年11月末の現在高を調査した。なお、個人営業世帯などの貯蓄には、家計用だけでなく営業のための分も含めて調査した。

借入金残高は、住宅の購入、建築、増改築、土地の購入のための借入金残高、それ以外の借入金残高及び月賦・年賦の未払残高について、平成11年11月末の現在高を調査した。

#### **世帯及び世帯員に関する事項**

世帯員については、氏名、世帯主との続柄、性別、年齢、就業・非就業の別のほか、勤務状態（勤労者のみ）、産業及び職業を、在学者の場合は就学状態などを調査した。

このほか、世帯員以外の家族の不在理由、世帯主の子の住んでいる場所、単身世帯については、単身赴任、出稼ぎなど世帯の形態について調査した。

#### **現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項**

現在住んでいる住居については、住宅の所有関係、構造、建て方、設備、耕地面積、住宅の延べ床面積、地代の有無（持ち家のみ）、敷地面積（持ち家のみ）、建築時期（持ち家のみ）、及び入居時期（持ち家以外）を、現在居住している住居以外の住宅・宅地については、用途、住宅の建築時期、延べ床面積、構造、所在地、敷地面積を調査した。

### **（7）調査方法と調査時期**

「（6）調査事項」の **家計上の収入と支出に関する事項**については、二人以上の一般世帯では9月1日～11月30日の3か月間、単身世帯では10月1日～11月30日の2か月間、調査世帯が1か月1冊の家計簿に毎日の収入（勤労者世帯及び無職世帯のみ）と支出を記入し、調査員がこれを集めた。なお、家計簿は、収入と支出を記入する「家計簿A」と収入と支出のほかに「（6）調査事項」の **生活用品の購入先に関する事項**を記入する欄を設けた「家計簿B」の2種類を用い、9月、10月（単身世帯は10月のみ）は「家計簿A」、11月は「家計簿B」により調査した。

「（6）調査事項」の **主要耐久消費財等に関する事項**については、調査世帯が「耐久財等調査票」に10月末日現在で記入し、調査員がこれを集めた。

「（6）調査事項」の **年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項**については、調査世帯が「年収・貯蓄等調査票」に11月末日現在で記入し、調査員がこれを集めた。

「（6）調査事項」の **世帯及び世帯員に関する事項、現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項**については、二人以上の一般世帯は9月1日現在で、単身世帯は10月1日現在で調査世帯が「世帯票」に記入し調査員がこれを集めた。

#### ( 8 ) 調査の流れ

調査は、次の流れで実施した。

総務庁長官 - 都道府県知事 - 市町村長 - 指導員 - 調査員 - 調査世帯

## 2 . 用語の解説

### ( 1 ) 世帯に関する事項

#### 世帯人員、有業人員

世帯人員には、世帯主とその家族の他に、住居と生計を共にしている家事使用人、住み込みの営業上の使用人などを含める。しかし、別居している家族及び同居していても生計を異にしている者は含めない。

有業人員とは、世帯員のうち勤め先のあるもの、自営業主、家族従業者、内職従事者などの人数で、家事使用人及び住み込みの営業上の使用人は含めない。

#### 全世帯、勤労者世帯、勤労者以外の世帯

勤労者世帯とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに雇用されている世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社・団体の役員である世帯は、勤労者以外の世帯とする。

勤労者以外の世帯とは、勤労者世帯以外の世帯をいう。

全世帯とは、勤労者世帯と勤労者以外の世帯を合わせたものをいう。

なお、世帯に関する属性については、平成 11 年 9 月 1 日現在（単身世帯は 10 月 1 日現在）で調査したが、集計の段階で変更のあったものについてはその時期により 10 月 1 日現在、11 月 1 日現在で確定した。

### ( 2 ) 集計世帯数

#### 集計世帯数、世帯数分布（抽出率調整）、1 万分比

集計世帯数とは、実際に集計に用いた世帯数のことをいい、世帯数分布（抽出率調整）とは、調査市区町村ごとに抽出率が異なるので、不偏推定値を得るために、抽出率の逆数に比例した調整係数を集計世帯数に乗じて得た世帯数である。また、平成 11 年調査の単身世帯の世帯数分布（抽出率調整）は、調整係数及び比推定比（労働力調査の結果に基づき、地方、男女、年齢階級別に調査世帯の属性分布の偏りを補正する係数）を集計世帯数に乗じたものとした。総世帯の集計においては、二人以上の一般世帯、単身世帯とも調整係数及び比推定比を乗じている。なお、家計収支の結果の集計においては、集計世帯ごとに調査月数を調整して集計した。

1 万分比とは、世帯数分布（抽出率調整）の合計を 10,000 とした世帯数分布をいう。

### ( 3 ) 階級区分

#### 収入階級

年間収入階級は、「年収・貯蓄等調査票」により調査した年間収入（平成 10 年 12 月から平成 11 年 11 月までの 1 年間の収入総額）に基づいている。なお、年間収入が不詳の世帯については、世帯主の職業、消費支出額、世帯主の年齢、有業人員により年間収入を推計した。

また、勤労者世帯で用いる現金実収入階級、世帯主の定期収入階級などの月間の収入階級については、二人以上の一般世帯では「家計簿」に記入された当該項目の9月～11月の3か月間平均を使用している。

#### 現在高階級

貯蓄現在高階級、負債現在高階級及び住宅ローン残高階級は、「年収・貯蓄等調査票」により調査した結果に基づいている。

### (4) 収支バランス

#### 収入と支出

収入と支出に分類される項目を大別すると、次のとおりである。

収入は、勤め先収入や事業収入、内職収入、財産収入、社会保障給付など実質的に資産の増加となる収入を集めた「実収入」、預貯金引出、有価証券売却などの資産の減少、あるいは借入金、月賦など負債の増加となる収入を集めた「実収入以外の収入」及び月初めの手持現金残高である「繰入金」に分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの支出を集めた「非消費支出」(「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。)預貯金、借金返済など資産の増加あるいは負債の減少となる支出を集めた「実支出以外の支出」及び月末の手持現金残高である「繰越金」に分類される。

#### 収支の内容

項 目		内 容
実 収 入		世帯主を含む世帯員全員の現金収入(税込み)を合計したもので、主として勤労や事業の対価として新たに家計へ入る収入であり、「経常収入」と「特別収入」から成る。
	経 常 収 入	家計の消費行動に大きな影響を与える定期性あるいは再現性のある収入であり、「勤め先収入」、「事業・内職収入」、「本業以外の勤め先・事業・内職収入」及び「他の経常収入」から成る。
	勤 め 先 収 入	世帯主を含む世帯員が、勤め先から報酬として受けた諸手当を含む一切の収入。なお、互助会の規約又は社会保障制度により受けたものは含まれない。
	事 業 ・ 内 職 収 入	世帯主を除く世帯員が事業及び内職から得た収入のうち、家計に繰り入れた収入。
	本業以外の勤め先・事業・内職収入	世帯主を含む世帯員全員の本業以外の勤め先・事業・内職収入。
	他 の 経 常 収 入	「勤め先収入」、「事業・内職収入」及び「本業以外の勤め先・事業・内職収入」以外の経常収入。
特 別 収 入		定期性又は再現性のない特別な収入。

実 支 出		「消費支出」と「非消費支出」から成る。
	消 費 支 出	原則として、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して支払った現金支出及びカード、商品券などを用いた支出であるが、仕送り金や贈与金などの移転的支出も含まれる。
	非 消 費 支 出	勤労所得税、個人住民税などの直接税、社会保険料などの世帯の自由にならない支出並びに消費支出に含まれない移転支出。

## (5) 支出分類

### 費目分類

十大費目分類は、消費の目的、すなわち用途の類似性により消費支出を食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽及びその他の消費支出の10区分に分類したものである。

### 教育関係費 再掲

教育のほか、食料の中の学校給食、被服及び履物の中の学校制服、交通・通信の中の通学定期代など教育に直接的・間接的に必要とされる経費を品目分類により再集計したものである。

### 教養娯楽関係費 再掲

いわゆるレジャー関係費をとらえる目的で集計したもので、教養娯楽のほかに、交通・通信の中の鉄道運賃、バス代、航空運賃などを品目分類により再集計したものである。なお、昭和44年、49年の調査では、外食費の中のレジャー外食、喫茶外食等を含めていた。

### 経常消費支出 再掲

サンプルの少ない地域あるいは特定世帯グループについての分析を安定した計数で行えるようにするため、購入金額が高く、購入回数が少ない品目（例えば、自動車購入、電気製品購入）を除いた日常的支出の水準を集計したものである。

### 財・サービス区分 特掲

財・サービス区分は、消費支出を品目分類の結果により商品とサービスに再分類して集計したものである。商品については、さらに購入した品物が家計におけるストックの要素を持つものなのか、フローの要素を持つものなのかにより、耐久財、半耐久財及び非耐久財の3区分に分類している。

なお、この分類の消費支出には、「こづかい(使途不明)」、「贈与金」、「他の交際費(つきあい費、負担金)」及び「仕送り金」は含まれていない。

## (6) 持家の帰属家賃

持家の帰属家賃とは、実際には家賃の受払いを伴わない自己所有住宅(持家住宅)についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、それを一般市場価格で評価したものである。

(7) 貯蓄・負債現在高

調査の範囲と内容

貯蓄現在高とは、郵便局、銀行、その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券（金融機関への貯蓄）と社内預金等の金融機関外への貯蓄の合計をいう。

貯蓄現在高は、生命保険及び積立型損害保険については加入してからの掛金の払込み総額により、また、株式及び投資信託については時価により、債券及び貸付信託・金銭信託については額面によった。

負債現在高とは、郵便局、銀行、生命保険会社・住宅金融公庫などの金融機関からの借入金のほか、勤め先会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

貯蓄・負債としたもの	貯蓄・負債としないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯主及びその家族の分</li> <li>・貯蓄及び負債は、家庭用だけでなく、個人営業のための分も含めた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居人及び使用人の分</li> <li>・現金のまま保有しているいわゆるタンス預金</li> <li>・知人等への貸金</li> </ul>

貯蓄・負債の内容及び注意事項

項目	内容及び注意事項
<b>&lt;貯蓄&gt;</b>	
通貨性預貯金	
郵便局	出し入れの自由な通常貯金
銀行など	出し入れの自由なもの、又は払戻しの形態が限定されているもの。普通預金、当座預金、通知預金、納税準備預金など。
定期性預貯金	
郵便局	6か月以上の一定期間預け入れておくもの。定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金、進学積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金など。
銀行など	3か月以上の一定期間預け入れておくもの。定期預金、積立定期預金、定期積金など。
金投資口座・金貯蓄口座	銀行の「金投資口座」、証券会社の「金貯蓄口座」など。金の現物取引は含めない。
生命保険など	
生命保険	生命保険会社の養老保険、こども保険、家族保険、年金保険など、及び農業共同組合のこども共済、養老生命共済などの払込総額。なお、掛け捨ての保険は含めない。
損害保険	火災保険、傷害保険のうち満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険、積立生活総合保険などの払込総額。なお、掛け捨ての保険は含



		めない。
	簡易保険	郵便局で取り扱っている養老保険、終身保険、家族保険、夫婦年金保険などの払込総額
有価証券		
	株式・株式投資信託	平成 11 年 11 月末日現在の時価で見積もった額。
	債券、公社債投資信託	国債、地方債、公社・公団債、金融債、事業債など。なお、学校債、農地被買収者国庫債は含めない。
	貸付信託、金銭信託	信託銀行に信託して運用する貸付信託、金銭信託。
	金融機関外	社内預金、勤め先の共済組合、互助会などへの預貯金など。
< 負 債 >		
	住宅・土地のための負債	住宅を購入、新築あるいは増改築したり、土地を購入するために借金した場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高。

#### ( 8 ) 主要耐久消費財の範囲

耐久消費財に含めるもの	耐久消費財に含めないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計用として使っているもの</li> <li>・別荘などにあるもの</li> <li>・他人に貸してあるもの又は預けてあるもの</li> <li>・中古で購入したもの及び他人からもらったもの</li> <li>・ステレオ、家具などで手製のもの</li> <li>・現品を入手していないが購入契約済みの品物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業用のもの</li> <li>・家計用と営業用で共用し、主として営業用に使っているもの</li> <li>・他人から借りているもの又は預かっているもの</li> <li>・故障、破損などのため、使用できないもの</li> <li>・使い古しなどで、今後使用する見込みのないもの</li> <li>・遊学中の子供、出稼ぎの人などの家族が長期間持ち出しているもの</li> </ul>

#### ( 9 ) 計算式

可処分所得 = 実収入 - 非消費支出

$$\text{エンゲル係数} = \frac{\text{食料}}{\text{消費支出}} \times 100$$

$$\text{負債保有率} = \frac{\text{負債保有世帯数 (抽出率調整済)}}{\text{集計世帯数 (抽出率調整済)}} \times 100$$